



Step1 申請金額を確認！

申請金額

万円

補助金交付の要件

次の2つの要件を満たすことで補助金の交付対象者となります。

- ☐ 令和6年1月1日以降に交野市内に平成26年以前建築の中古住宅を取得している
- ☐ 令和7年1月1日から12月31日までに住民票の異動をしている

※市内異動の場合、持ち家から持ち家は対象外

基本金額

購入、譲渡、相続などにより取得された住宅の築年月日により基本金額が決定！

- ☐ 平成 22 (2010) 年 ~ 平成 26 (2014) 年建築の戸建て住宅 : 5万円
- ☐ 平成 7 (1995) 年 ~ 平成 21 (2009) 年建築の戸建て住宅 : 20万円
- ☐ 平成 6 (1994) 年以前建築の戸建て住宅 : 40万円
- ☐ 平成 26 (2014) 年以前建築の戸建て住宅以外の住宅 : 5万円

加算金額

次の各要件を満たすことで補助金額が加算！

- ☐ 建築確認年月日が昭和 56 年5月31日以前の建物 . . . 40万円

※ 耐震基準適合証明書が必須になります

- ☐ 1年以上市外にお住まいで、今回市内に転入された場合 . . . 5万円

市外から転入された方の内

- ☐ 中学生以下の子どもがいる場合 . . . 子どもの人数 × 5万円

※ 妊娠中の子どもは含みません

Step2 手続きの流れを確認！

①事前相談

↓ 申請に必要な添付書類の確認や補助対象要件に適合するかなどの相談

②申請

↓ 申請書と必要な添付書類を都市まちづくり課へ提出 ※郵送可

③審査（申請後：3週間程度）

↓ 必要に応じて現地調査の実施や、追加書類等の提出

④交付決定（申請後：4週間程度）

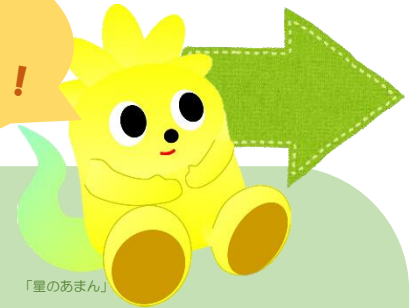
↓ 審査終了後、交付結果通知書の送付（交付の場合に請求書を同封します）

⑤請求

↓ 請求書に必要事項を記入いただき、都市まちづくり課へ提出 ※郵送可

⑥振り込み（請求後：3～4週間程度）

必要な書類の
詳細については
裏面を参考にしてね！



よくあるQ&A

Q1 どのタイミングで申請すればいいですか？

A1 住民票の異動や登記の手続きが完了し、必要な書類すべて揃ってからの受付となります。

Q2 中古住宅を購入後、新築に建替えて居住していますが、対象になりますか？

A2 対象になります。基本金額は購入した中古住宅の築年月日で算定してください。

Q3 中古住宅購入の際に、不動産業者から「建築基準法に適合していない可能性がある」と説明がありましたが、対象になりますか？

A3 建築基準法その他法令に基づき、適正に建築された建物でなければ対象になりません。

Q4 建築確認年月日が昭和56年5月31日以前の住宅を購入しましたが、耐震基準適合証明書がありません。対象になりますか？

A4 対象になりません。建築確認年月日が昭和56年5月31日以前の住宅に居住する場合は耐震基準適合証明書は必須書類になります。

申請受付期間は、令和7年4月1日～令和8年3月31日です。
ただし、予算がなくなり次第受付を終了します。

《制度に関する申請・お問い合わせ》

〒576-8501 大阪府交野市私部1-1-1
交野市 都市まちづくり部 都市まちづくり課

Tel : 072-892-0121 (代表)
Mail : tosi@city.katano.osaka.jp